Ｂ　①有限会社レイティス　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－618号　④有限会社レイティス　福岡県福岡市博多区東那珂１－12－８　代表取締役　佐藤純二朗　⑤本社営業所　福岡県福岡市博多区東那珂１－12－８　⑥平成17年７月19日　⑧平成24年12月18日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市博多区東那珂１－12－８　有限会社レイティス　代表取締役　佐藤純二朗

Ｂ　①合資会社鹿児島広告社　②第３種旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業第３－177号　④合資会社鹿児島広告社　鹿児島市中央町28－１　代表社員　小手川康雄　⑤本社営業所　鹿児島市中央町28－１　⑥平成11年３月26日　⑧平成25年２月１日　⑩300万円　⑪鹿児島県知事　⑫鹿児島市中央町28－１　合資会社鹿児島広告社　代表社員　小手川康雄

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年３月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社長野県Ｓ＆Ｃ　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－459号　④有限会社長野県Ｓ＆Ｃ　長野市箱清水三丁目26番８号　取締役　前澤實　⑤本社営業所　長野市箱清水三丁目26番８号　⑥平成16年３月９日　⑦平成25年１月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社協和旅行会　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－992号　④有限会社協和旅行会　八王子市川口町2550－５　清算人　清水正雄　⑤本社営業所　八王子市川口町2550－５　⑥昭和40年１月18日　⑦平成25年１月８日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ノーザンコムテック　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－536号　④株式会社ノーザンコムテック　旭川市豊岡一条三丁目３番23号　代表取締役　中野健司　⑤本社営業所　旭川市豊岡一条三丁目３番23号　⑥平成20年４月18日　⑦平成25年１月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社天瀬観光　②第３種旅行業　③大分県知事登録旅行業第３－96号　④有限会社天瀬観光　日田市天瀬町桜竹640番地１　代表取締役　梶原和浩　⑤本社営業所　日田市天瀬町桜竹640番地１　⑥昭和64年１月５日　⑦平成25年１月５日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社周　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2579号　④株式会社周　大阪市此花区高見一丁目３番34－1315号　代表取締役　上田泰　⑤本社営業所　大阪市此花区高見一丁目３番34－1315号　⑥平成22年10月19日　⑦平成24年12月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①マルコポーロ・トラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5790号　④出雲雅明　千葉県流山市大字東深井972番地の22　⑤本社営業所　東京都足立区梅島１－14－10－201号　⑥平成18年８月24日　⑦平成25年１月29日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社ティー・アール・エー　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－937号　④有限会社ティー・アール・エー　横浜市都筑区東山田四丁目５番５－110号　取締役　國武和生　⑤本社営業所　横浜市港北区綱島西一丁目９番13－301号　⑥平成21年５月21日　⑦平成24年12月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社企画エージェント　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－531号　④株式会社企画エージェント　札幌市手稲区前田十一条十丁目６番12号　代表取締役　三國純子　⑤本社営業所　札幌市手稲区前田十一条十丁目６番12号　⑥平成20年２月５日　⑦平成25年２月12日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①株式会社エアーランドツアー　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－338号　④株式会社エアーランドツアー　札幌市東区北二十五条東四丁目１番11号　代表取締役　朝倉稔　⑤本社営業所　札幌市東区北二十五条東四丁目１番11号　⑥平成８年３月22日　⑦平成25年２月８日　北海道知事登録旅行業第３－338号　⑧160万円　⑨1100万円

以上９件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年３月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ランド名古屋　②神奈川県知事(1)27326　③代表取締役　佐瀬雅昭　④横浜市西区北幸１丁目11番５号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市西区北幸１丁目11番５号　株式会社ランド名古屋　代表取締役　佐瀬雅昭